

入札説明書等の修正

番号	資料名	頁数	行数	項目	修正前（平成29年7月7日公表）	修正後（平成29年7月31日公表）
1	資料1 要求水準書	22	22	第3章_第2節_4_(1)_①_オ	オ 地震時の2次部材（主要構造部以外の天井仕上げや照明設備、サイン、 <del>仕器・備品、家具</del> 等）の落下又は転倒を防ぐための対策を講じること。	オ 地震時の2次部材（主要構造部以外の天井仕上げや照明設備、サイン等）の落下又は転倒を防ぐための対策を講じること。
2	資料2 事業契約書（案）	30	35	第82条第2項	2 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「事業者」が「民間施設整備等事業」を継続するための過分の費用を要する場合は、「付帯事業者」は「本市」と協議の上、「民間施設整備等事業」を終了することができる。この場合、「民間施設整備等事業」の終了に伴い必要となる費用は全て「付帯事業者」が負担しなければならない。	2 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「 <b>付帯</b> 事業者」が「民間施設整備等事業」を継続するための過分の費用を要する場合は、「付帯事業者」は「本市」と協議の上、「民間施設整備等事業」を終了することができる。この場合、「民間施設整備等事業」の終了に伴い必要となる費用は全て「付帯事業者」が負担しなければならない。